
2008 年版 アルフィックス
ディスクロージャー

＜＜2008 年版アルフィックス ディスクロージャー＞＞

【はじめに】

本書は 2008 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載事項について】

ページ

1. 会社の概況

①会社名等	1
商号、代表者、所在地等を記載しています。	
②会社の沿革	1
当社の設立から現在に至るまでの沿革を記載しています。	
③会社の目的	3
定款に記載された当社の目的を記載しています。	
④事業の内容	4
(1) 経営組織	
当社の経営組織図です	
(2) 事業の内容	
当社が加入している商品取引所の一覧を記載しています。	
⑤営業所の状況	6
当社の営業所の一覧です。	
⑥財務の内容	6
2008 年 3 月期決算の概要です。	
⑦発行済株式総数	6
当社の発行済み株式総数です。	
⑧主要株主名	7
当社の主要株主を記載しています。	
⑨役員の状況	8
当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。	
⑩従業員の状況	9
当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。	

2. 営業の状況

①営業方針	1
当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。	
②当社及び当業界を取り巻く環境	1
内外の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。	
③営業の経過及び成果	1
当社の2008年3月期における業績について記載しています。	
④対処すべき課題	3
当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。	
⑤受託業務管理規則	4
当社や日商協が定めている各種管理規則、禁止事項の一覧です。	
(1)受託業務管理規則	
(2)商品取引員の禁止行為に係る明文規定一覧	
(3)管理担当班責任者組織図	
⑥外務員の登録状況	18
期首および期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数および抹消人数を記載しています。	
⑦委託者数	18
期首および期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。	
⑧苦情、紛争、訴訟に関する事項	19
委託者からの苦情、紛争、訴訟に関する事項を(a)顧客等が提起したもの、(b)当社が提起したもの、(c)双方が提起したもの、(d)値合金処理に関するものに分類してそれぞれその件数を記載しています。	

3. 経理の状況

①貸借対照表	1
2008 年 3 月期の貸借対照表です。	
②損益計算書	2
2008 年 3 月期の損益計算書です。	
③株主資本等変動計算書	3
④個別注記表	4
重要な会計方針に係る事項及び貸借対照表に関する注記事項です。	
⑤監査に関する事項	8
会計監査人による 2008 年 3 月期監査報告を受けています。	
⑥財務比率	9
2008 年 3 月期、3 月 31 日現在の主要な財務比率の一覧です。	
⑦財務比率について	9
⑥の財務比率について、その数字について説明しています。	

4. 業務関連項目

月間売買高、月末建玉状況	1-25
2007 年 4 月から 2008 年 3 月までの各商品の月間売買枚数について自己・委託別に記載しています。又、併せて各商品の月末現在の建玉状況について、自己・委託別に記載しています。	

1. 会社の概況

①会社名等

商品取引員名 株式会社アルフィックス
代 表 者 名 代表取締役 ごうだよしひさ 合 田 禧 壽
代表取締役 かみむらつとむ 上 村 勤
所 在 地 532-0011 大阪市淀川区西中島 1 丁目 1 5 番 2 号
電 話 番 号 0 6 - 6 3 0 4 - 5 0 7 1
F A X 0 6 - 6 3 0 4 - 6 1 9 6
ホームページ <http://www.alphix.co.jp/>
メー ル info@alphix.co.jp

②会社の沿革

当社は商品仲買人として発足いたしました。1967 年(昭和 42 年)商品取引所法が改正され、1971 年(昭和 46 年)に許可制に移行し、商品取引員と呼称も変わりました。現在下記市場の商品取引受託業の許可を受けております。

- ・東京工業品取引所 貴金属、アルミニウム、石油、ゴム各市場
- ・東京穀物商品取引所 農産物、砂糖各市場
- ・関西商品取引所 農産物、砂糖、農産物飼料指数、繭糸、
水産物各市場
- ・中部大阪商品取引所 ゴム、天然ゴム指数、ニッケル、
石油、鉄スクラップ、アルミニウム各市場

2008 年 3 月 31 日現在

年 月	主 な 概 要
1952 年 4 月	雑穀卸「大津や」として創業。
1954 年 8 月	大阪穀物取引所会員となる。
1956 年 7 月	大阪穀物取引所に商品仲買人として加入。
1961 年 3 月	大阪砂糖取引所に商品仲買人として加入。
1961 年 9 月	神戸生糸取引所に商品仲買人として加入。
1965 年 1 月	大阪化学繊維取引所に商品仲買人として加入。
1966 年 1 月	神戸ゴム取引所に商品仲買人として加入。
1966 年 2 月	大阪大成商品株式会社を資本金 4300 万円で設立。 大阪大成商品(株)は大阪穀物取引所、大阪砂糖取引所に商品仲買人として加入。
1969 年 3 月	大阪大成商品(株)は資本金を 4945 万円に増資。
1971 年 3 月	大阪大成商品(株)は大協商品株式会社に商号変更。
1971 年 6 月	大協商品(株)は名古屋大成穀物株式会社と合併、 資本金 1 億 4767.5 万円となる。 大協商品(株)は「大津や」より大阪穀物取引所、大阪砂糖取引所、神戸生糸取引所、大阪化学繊維取引所、神戸ゴム取引所の営業権を譲り受ける。

1. 会社の概況

年 月	主 な 概 要
1971 年 6 月	商品取引所法改正により、商品仲買人から商品取引員へと移行、許可制となる。
1978 年 11 月	資本金を 2 億 2500 万円に増資。
1979 年 4 月	大協商品(株)は株式会社大協テキスタイルと合併、資本金 2 億 3000 万円となる。 名古屋繊維取引所の受託業務許可を受ける。
1979 年 9 月	大協商品(株)は鈴屋商事株式会社と合併、資本金 2 億 4150 万円となる。 神戸穀物商品、大阪三品取引所の受託業務許可を受ける。
1982 年 3 月	東京金取引所の受託業務許可を受ける。
1984 年 1 月	東京工業品取引所貴金属市場の受託業務許可を受ける。
1984 年 5 月	名古屋穀物砂糖取引所砂糖市場の受託業務許可を受ける。
1985 年 6 月	東京穀物商品取引所農産物市場の受託業務許可を受ける。
1985 年 12 月	東京工業品取引所綿糸、毛糸、ゴム市場の受託業務許可を受ける。
1987 年 1 月	資本金を 3 億 6225 万円に増資。
1987 年 7 月	資本金を 5 億 4337 万 5000 円に増資。
1988 年 10 月	豊橋乾繭取引所繭糸市場の受託業務許可を受ける。
1991 年 8 月	東京砂糖取引所砂糖市場の受託業務許可を受ける。
1992 年 4 月	大協商品(株)は株式会社アルフィックスへ商号変更。
1996 年 4 月	神戸ゴム取引所ゴム指数市場の受託業務許可を受ける。
1997 年 1 月	東京工業品取引所アルミニウム市場に会員加入。
1997 年 5 月	大阪繊維取引所アルミニウム市場に会員加入。
1999 年 6 月	東京工業品取引所石油市場の受託業務許可を受ける。
2000 年 6 月	東京工業品取引所アルミニウム市場の受託業務許可を受ける。
2001 年 6 月	関西商品取引所農産物・飼料指数市場の受託業務許可を受ける。
2001 年 7 月	外国為替証拠金取引を始める。
2002 年 6 月	関西商品取引所水産物市場の受託業務許可を受ける。
2002 年 8 月	大阪商品取引所ニッケル市場の受託業務許可を受ける。
2005 年 6 月	資本金を 7 億 6072 万 5000 円に増資。
2005 年 7 月	中部商品取引所石油市場に受託会員として加入。
2005 年 8 月	100%出資の子会社「株式会社外為アルフィックス」を設立、2005 年 12 月末、外国為替証拠金取引業務を営業譲渡。
2005 年 10 月	中部商品取引所鉄スクラップ市場に受託会員として加入。
2006 年 7 月	設立 50 周年を迎える。
2007 年 1 月	中部大阪商品取引所アルミニウム市場に受託会員として加入。
2008 年 1 月	東京工業品取引所ロスカット制度に対応する。

1. 会社の概況

③会社の目的

1. 商品取引所取引員業務の一切
2. 外国為替の委託証拠金取引業務
3. 証券取引業業務
4. 各種原料繊維及び各種糸並びに各種織物の売買及び委託売買
5. 農産物、水産物、石油、ゴム、砂糖、乾繭、アルミニウム、アルミニウム地金、銅、ニッケル及び一般雑貨類の売買並びに委託売買
6. 非鉄金属、貴金属及び鉱石の売買並びに委託売買
7. 商品取引所上場の商品指数の売買及び委託売買
8. 有価証券の保有、管理、運用
9. 不動産の取得処分及び賃貸借
10. 木材、合板の売買並びに委託売買
11. 上記に付帯する一切の業務

注) 下線部分は現在行っておりません。

2008年3月31日現在

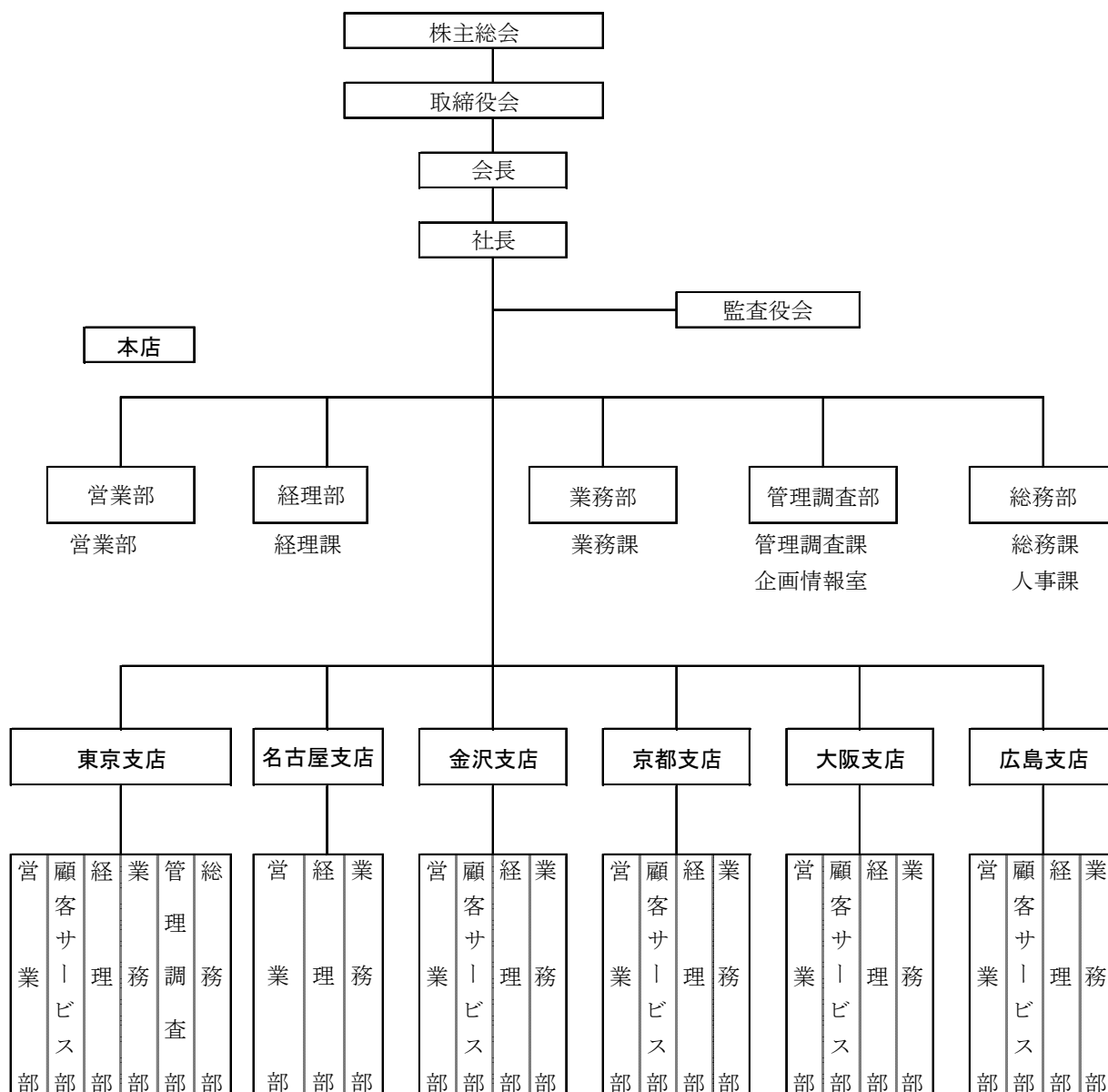
1. 会社の概況

④業務の内容

(1)経営組織

当社の経営組織は次のとおりです。

2008年3月31日現在



1. 会社の概況

(2)業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買ならびに先物取引（商品先物取引、現金決済取引、指数先物取引、およびオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務(以下「受託業務」という。)及び自己の計算に基づき執行する業務(以下「自己売買業務」という。)を主たる業務としております。業務の内容は次のとおりです。

(a)主たる業務

イ) 商品市場における取引の受託業務

当社は商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、下記の商品市場の商品取引受託業務の許可を受けています。

2008 年 3 月 31 日現在

商品市場 加入 取引所	貴 金 属	石 油	アル ミ	ゴ ム	ゴム 指数	ニ ッ ケ ル	鉄 ス ク ラ ッ プ	農 産 物	・ 飼 料 指 数	農 産 物	砂 糖	繭 糸	水 産 物	上場商品名
東京工業品 取引所	○													金、金ミニ、銀、白金、パラジウム、金オプション
		○												原油、ガソリン、灯油
			○											アルミニウム
				○										天然ゴム
東京穀物 商品取引所								○						輸入大豆、NONGMO 大豆、小豆、トウモロコシ、アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー、生糸、輸入大豆オプション、トウモロコシオプション
											○			粗糖、精糖、粗糖オプション
関西 商品取引所								○						輸入大豆、NONGMO 大豆、小豆、コーン、ブロイラー
											○			粗糖、精糖、粗糖オプション
												○		生糸
													○	冷凍えび
中部大阪 商品取引所										○				コーン 75、コーヒー指数
		○												ガソリン、灯油、軽油
			○											アルミニウム
				○										天然ゴム、TSR20
					○									天然ゴム指数
						○								ニッケル
							○							鉄スクラップ

○ 受託業務

1. 会社の概況

ロ) 商品市場における取引の自己売買業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務です。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っています。

(b)従たる業務

該当事項はありません。

⑤営業所の概況

2008年3月31日現在

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	532-0011 大阪市淀川区西中島1丁目15番2号	06-6304-5071
東京支店	105-0002 東京都港区愛宕1丁目3番4号	03-5425-4800
名古屋支店	460-0017 名古屋市中区松原2丁目10番7号	052-331-8211
金沢支店	920-0901 金沢市彦三町1丁目3番1号	076-232-2211
京都支店	604-0835 京都市中京区御池通間之町東入高宮町206	075 - 254-0661
大阪支店	530-0044 大阪市北区東天満2丁目9番1号	06-6881-1535
広島支店	730-0051 広島市中区大手町3丁目1番3号	082-249-0201

⑥財務の概要(2008年3月決算)

(a) 資本金	760,725 千円
(b) 純資産額 *1	3,290,641 千円
(c) 総資産額	13,663,081 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	2,224,031 千円 (2,165,462 千円)
(e) 経常利益	148,574 千円
(f) 当期純利益	96,361 千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦発行済株式総数

発行済株式の総数……………15,214,500株(2008年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

1. 会社の概況

⑧主要株主名

2008年3月31日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対 する 所有株式数の割合
株式会社ビーアイシー	大阪市淀川区西中島1丁目15番2号	6,224,022	40.91%
赤坂企画株式会社	大阪市淀川区西中島1丁目15番2号	3,765,573	24.75%
協和不動産株式会社	大阪市淀川区西中島1丁目15番2号	2,441,271	16.05%
合 田 株 式 会 社	枚方市香里園山之手町48番24号	1,197,000	7.87%
株式会社大津や	大阪市淀川区西中島1丁目15番2号	697,116	4.58%
西 田 昭 二		585,921	3.85%
従 業 員 持 株 会	大阪市淀川区西中島1丁目15番2号	141,967	0.93%
計		15,052,870	98.94%

*個人株主の住所については個人情報保護の観点から非公開としています。

1. 会社の概況

⑨役員の状況

2008年3月31日現在

役名 及び 職名	氏名 生年月日	所有 株式数(株)
代表取締役 会長	合田 禧壽 1939年2月10日	
代表取締役 社長	上村 勤 1946年8月7日	14,000
取締役 営業本部長	和田敏克 1946年2月24日	7,000
取締役 管理本部長	河原和男 1948年1月17日	16,800
取締役 営業本部長兼本店長	藪本浩 1954年1月1日	14,000
取締役 営業本部長兼東京支店長	横山裕史 1961年8月29日	13,200
取締役 大阪支店長	近藤栄作 1961年5月18日	7,000
監査役 (常勤)	羽根田茂 1943年7月2日	19,600
監査役 (常勤)	榊見悟 1943年8月11日	17,430
監査役 (非常勤)	西田豊 1955年7月30日	
監査役 (非常勤)	北村和子 1958年6月9日	
計	11名	109,030

(注) 監査役西田豊ならびに北村和子は、会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

1. 会社の概況

⑩従業員の状況

2008年3月31日現在

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	153人	95人	58人	117人	36人
平均年齢	31.9才	34.6才	27.4才	30.4才	36.6才
平均勤続年数	8.6年	11.4年	4.2年	4.2年	12.2年
外務員数	132人	92人	40人	117人	15人

2. 営業の状況

①営業方針

当社は創業以来、「顧客とともに」、「顧客のために」を社是とし、「顧客第一主義」を企業モットーとして歩んでまいりました。当社の営業スタイルは対面営業です。対面営業において「顧客第一主義」を実現しお客様の信頼を勝ち取るためには、営業社員の情報提供力、分析力の向上はもとより我々役職員すべての資質の向上が第一だと考えます。

より質の高いサービスを提供していくために、我々は今まで以上に法令遵守を徹底し、質の高い社内研修を実施し、自己研鑽に努めます。

②当社及び業界を取り巻く環境

2005年5月に大きく改正された商品取引所法は、2007年9月に、金融商品取引法の施行にあわせて再度改正されました。委託者保護のさらなる徹底を主眼とした改正により、一般投資家が安心して商品先物取引市場に参加する体制は、完全に整ったといえるでしょう。

加えて海外資本の投資機会の場としても国内市場の国際化は進み、総合取引所についての議論は各省庁を横断する議論となりました。商品取引所は立会時間を延長し、最新システム投資を決め、売買システムの国際標準化は今、まさに進んでいます。

しかしながら、大きな変革期の真っ只中であって、国内商品先物取引業界の取扱高は徐々に漸減し、流動性の回復が喫緊の課題となっています。海外商品先物取引業界が活況を呈する中であって、今わが国の商品先物業界は正念場を迎えていると言えるでしょう。

当社は業界を取り巻く大きな環境の変化に対応し、地に足をしっかり据えて対処していきます。

③営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

手数料は 2,165,462 千円を計上、前年比△6%減収となりました。

(2) 売買損益部門

58,569 千円を計上しました。

以上の結果、当期利益は 96,361 千円となりました。事業年度における受取手数料及び売買損益は次のとおりです。

2. 営業の状況

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 74 期 (自 2007 年 4 月 1 日) (至 2008 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
貴金属市場	1,310,753
石油市場	50,050
ゴム市場	55,617
ゴム指数市場	15
アルミニウム市場	5,716
ニッケル市場	0
農産物市場	700,741
農産物飼料指数市場	0
砂糖市場	42,570
水産物市場	0
繭糸市場	0
鉄スクラップ市場	0
合 計	2,165,462

(注) 1.消費税は含まれていません。

2.千円未満は切り捨てて表示しています。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 74 期 (自 2007 年 4 月 1 日) (至 2008 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
貴金属市場	204,549
石油市場	△77
ゴム市場	△711
ゴム指数市場	0
アルミニウム市場	0
ニッケル市場	0
農産物市場	△143.025
農産物飼料指数市場	0
砂糖市場	△2.167
水産物市場	0
繭糸市場	0
鉄スクラップ市場	0
小 計	58,569
商品売買損益	0
合 計	58,569

(注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しています。

2. 消費税は含まれていません。

3. 千円未満は切り捨てて表示しています。

2. 営業の状況

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別 商品市場名	第 74 期 (自 2007 年 4 月 1 日) (至 2008 年 3 月 31 日)		
	委託	自己	合計
商品先物取引			
貴金属市場	410,008	10,014	420,022
石油市場	22,550	4,102	26,652
ゴム市場	29,121	568	29,689
ゴム指数市場	4	1,200	1,204
アルミニウム市場	2,305	180	2,485
ニッケル市場	0	0	0
農産物市場	473,195	49,650	522,845
農産物飼料指数市場	0	0	0
砂糖市場	14,730	468	15,198
水産物市場	0	14	14
繭糸市場	0	0	0
鉄スクラップ市場	0	0	0
合 計	951,913	66,196	1,018,109

(注)売買高にはオプション取引に係る売買高を含めています。また、受渡しによる決済数量は含んでいません。

④対処すべき課題

2007 年 9 月に改正した商品取引所法は、金融業界すべてを規制する金融商品取引法の施行と足並みをそろえる形で改正されたことにより、商品先物取引業界は従来どおりの産業インフラであるという意義以外に、主な金融インフラのひとつであるということが、改めて浮き彫りにされた格好です。これは、海外の商品先物取引業界の活況を見れば一目瞭然です。

国際的に脚光をあびている当業界は、いま急激な変化の中にあります。投資機会の場としての国内商品先物取引業界は、自己責任原則のさらなる浸透により、多くの選択肢を提供できる開かれた業界に変わっていくでしょう。

今後様々なプレーヤーがひしめくだろう当業界にあって、存在感のある取引員となるために、当社はお客さま向け情報サービス **i-Marvelous** (アイ・マーベラス) をさらに充実させ、お客様に信頼されるべく全社員の資質の向上、そして組織力を高めていくよう努力いたします。

2. 営業の状況

⑤受託業務管理規則

(1) 受託業務管理規則

受 託 業 務 管 理 規 則

株式会社アルフィックス

目的

第1条 この規則は、株式会社アルフィックス（以下「当社」と称す）に商品先物取引を委託する者（以下「顧客」と称す）の保護育成を図るため、受託業務の適正な運用における管理責任体制の整備について必要な事項を定める。

不適格者の参入防止

第2条 当社は、次の各号の一に該当する者を商品先物取引不適格者とし、これらの者に対しては、商品先物取引の勧誘及び受託をしないものとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、知的障害者及び精神障害者及び認知障害の認められる者。
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
- (3) 破産者で復権を得ない者。
- (4) 商品先物取引を始めるために借入金をする者。
- (5) 元本欠損及び元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者。

2 前項各号に該当しない者であっても、管理担当班が、その者の資金力、理解度等からみて商品先物取引をするにふさわしくないと認定した者に対しては、受託をしないものとする。

原則として不適当と認められる者の参入防止

第3条 当社は、次の各号の一に該当する者を原則として、商品先物取引を行うに不適当な者とし、これらの者に対しては商品先物取引の勧誘及び受託をしないものとする。但し、次項に基づく場合はこの限りではない。

- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計を立てている者。
- (2) 年収500万円以上の収入がない者。
- (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引をしようとする者。
- (4) 75歳以上の高齢者。

2 前項の一に該当する者から商品先物取引をしたい旨の申し出があったときは、当該者が次に定めるそれぞれの要件を満たしている場合であって、自ら、当社が定める原則不適当者であることの認識をしているとともに、例外の要件を自ら満たすことを確認している旨の書面による申告がある場合において、総括責任者が審査し、承認したときに限りこれらの者に対して勧誘及び受託ができるものとする。

- (1) 前項(1)及び(2)に該当する者については顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資金を有していること。

2. 営業の状況

- (2) 前項(3)に該当する者については顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失しても生活に支障のない金額であり、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- (3) 前項(4)に該当する者については顧客が過去3ヵ年以内に延べ90日以上にわたりレバレッジ性のある取引(金融先物取引、株式の信用取引、有価証券にかかる先物取引、外国為替証拠金取引等)の経験があり、かつ、商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解していること。
- 3 当社は、75歳未満の者であっても、70歳以上の高齢者については、商品先物取引の仕組み、危険性等を十分に理解していること、投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されていること等を含めて、適正に管理するものとする。
- 4 第2項の審査結果については、審査日等の記録を残し、取引終了後3年間保存するものとする。

管理担当班の設置

- 第4条 当社は、受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店の管理調査部を主体として、本店及び主たる支店に管理担当班を設置し責任者を置くものとする。
- 2 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の統括調整をするため、本店に総括責任者を置くものとする。
 - 3 総括責任者及び管理担当班の責任者は次の者とする。
 - (1) 総括責任者は取締役管理調査部長とする。
 - (2) 管理担当班の責任者は部長職以上又はそれに準ずる者とする。

管理担当班の職務

- 第5条 管理担当班の職務は次のとおりとする。
- (1) 「商品先物取引口座設定申込書」の精査による顧客の選別並びに受託適否の決定。
 - (2) 顧客管理のため、「顧客カード」の整備。
 - (3) 顧客の資金力・取引経験からみて、不相応と判断される取引の抑制。
 - (4) 登録外務員等の顧客に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導。
 - (5) 顧客の取引売買状況の分析調査。
 - (6) 取引内容に異常な兆候が見受けられ、現行顧客が適格性を欠いた場合の迅速適切な措置。
 - (7) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係わる指導状況の監視と記録の整備並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置。
 - (8) 顧客からの苦情・紛争に対する適切な対応。
 - (9) 過去に恣意的に紛争等を惹起した顧客の参入防止。
 - (10) 不正資金の流入防止のため当該顧客への調査。
 - (11) その他顧客の保護育成に必要と認められる事項。

勧誘に際しての告知、再勧誘の禁止及び説明義務等

- 第6条 当社は、商品先物取引の勧誘に先立ち、顧客に対して、会社名・外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告知した上で、顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、これら告知及び意思の確認について外務員日誌に記録し、取引終了後3年間保存するものと

2. 営業の状況

する。

2 前項の勧誘時の意思確認において、顧客が勧誘を希望しない旨または商品先物取引の委託をしない旨の意思表示をした場合には、当該顧客には一切勧誘しないものとし、これら勧誘及び委託の拒否した顧客の氏名、住所、電話番号等について FAX 等で本・支店間等全社内に周知徹底して、それらに対する再勧誘が起きないように防止措置を講じるものとする。

3 商品先物取引の委託の勧誘に当たっては、受託契約準則、「商品先物取引—委託のガイド」等の関係書面を交付し、それらを用いて次の事項を、それらの記述や図面を示す等顧客が容易に理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行うものとする。

また、この説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該受託契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものとする。

なお、理解の確認に当たっては、まず、(1)及び(2)に係る説明をし、その理解の確認を書面により行い、その後その他の事項について説明し、その理解の確認を書面により行うものとする。

(1) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べて10～40倍にもなる過大な取引を行うものであること。

(2) 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること。

(3) 取引証拠金等の制度、種類及びその発生のしくみ等に関する事項。

(4) 相場の変動により損失が一定以上になった場合に、損失を確定させずに取引を継続したのであれば、追加的な取引証拠金等を預託する必要があること。

(5) 元本欠損及び元本以上の損失のおそれのある投機取引であることを承知していること。

(6) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項。

(7) 商品取引員の禁止行為に関する事項。

(8) その他「商品先物取引—委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項。

迷惑勧誘の禁止

第7条 当社は次のような勧誘行為は禁止する。

(1) 迷惑な時間帯に電話又は訪問による勧誘。

(2) 顧客の意思に反して長時間に亘る勧誘。

(3) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法で勧誘。

(4) 勧誘を拒否された者への再勧誘。尚、勧誘拒否者に係る情報は所定の方法で収集、管理するものとする。

勧誘方針の策定及び公表

第8条 当社は、勧誘方針「アルフィックスの約束」を定め、全営業店において顧客の見やすいように掲示するものとする。

「商品先物取引口座設定申込書」と「顧客カード」の整備

第9条 当社は、顧客の属性及び取引に対する主体性を確認するため、次に定めた事項を記載した「商品先物取引口座設定申込書」を顧客より受領するものとする。

(1) 氏名、生年月日、性別、住所及び連絡先、家族構成。

(2) 職業、会社名、役職及び勤務先住所。

2. 営業の状況

- (3) 受託契約を締結する目的。
 - (4) 収入、資産状況及び投資可能資金額。
 - (5) 先物（商品・金融）取引及び証券取引等の経験の有無。
 - (6) 本人確認の方法。
 - (7) 取引動機
 - (8) その他必要と認める事項。
- 2 当社は、本店及び従たる営業所ごとに商品先物取引に参加する顧客について、次に掲げる事項を記載した「顧客カード」を備え付けるものとする。
- (1) 氏名、生年月日、性別、住所及び連絡先、家族構成。
 - (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所。
 - (3) 収入、資産状況及び投資可能資金額。
 - (4) 先物（商品・金融等）取引及び証券取引等の経験の有無。
 - (5) 取引動機
 - (6) 本人確認の方法。
 - (7) その他必要と認める事項。
- 3 投資可能資金額については、損失をこうむっても生活に支障のない範囲で設定すべきものであること及び取引の過程で損失が発生した場合は減額されるものである事等わかりやすく説明した上で申告を受けるものとする。
- 4 第1項及び第2項の記載内容に変更があった場合はその都度更新し、それらの情報を適切に管理するものとする。
- 5 「商品先物取引口座設定申込書」と「顧客カード」の原本は、すべてこれを総括責任者のものに備え付けるものとする。

適合性の審査等

- 第10条 当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するため、「商品先物取引口座設定申込書」に基づき管理担当班の責任者が適合性の審査を行うものとし、当該審査を終えるまでは約諾書の差し入れ、取引証拠金の預託、取引の指示等を受けないものとする。また、審査の結果、適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止するものとする。
- 2 顧客の適合性の審査は、その知識、経験、財産の状況、受託契約を締結する目的に照らして不適当な勧誘及び受託とならないよう審査するものとする。
- 3 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

未経験者の保護育成措置

- 第11条 当社は商品先物取引に参入するにふさわしい健全な顧客層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない者または直近の過去3年間で延べ90日以上商品先物取引の経験のない者を未経験者とし、最初の取引日から3ヶ月間を習熟期間として設定し、その間、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。ただし、当社で商品先物取引の経験があり、受託契約準則第11条第2項により当社が承認し、取引本証拠金の預託に係る取扱の申出があった顧客は除く。

2. 営業の状況

- (1) 未経験者からの受託数量については、建玉時に預託する取引証拠金等の額が、当該者が「商品先物取引口座設定申込書」に自己申告した投資可能資金額の3分の1を超えない範囲の額に相当する数量に制限するものとする。
- (2) 取引にあたっては、特に取引証拠金及び損失の発生についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該顧客の資金力、理解度等からみて明らかに不相応と判断される取引についてはこれを抑制する等の措置を講ずること。
- 2 前項の受託数量の制限について、未経験の顧客から当該制限を超える取引を希望する場合については、商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できるものがあり、かつ、当該顧客が、当社が商品先物取引の未経験者を保護するために受託数量を制限する措置を設けていること及び前述の例外要件を理解しているとともに、自らその要件を満たすことについて確認している旨の自書による申告を受けた上で、これらの内容について総括責任者が審査し、これを承認したときは、前項の規定にかかわらず受託制限数量を超えて受託することができる。ただし、その場合の受託数量は、投資可能資金額を上限とする。
- 3 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

入出金の取扱い

第12条 当社は顧客との間の入出金は原則として振り込みで行う。

- 2 取引本証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行う。
- 3 現金の授受にあたっては、複数の役職員で対応することとする。
- 4 一人の外務員で対応した場合には他の役職員が入出金の額、日時、外務員の氏名等について顧客に電話等により確認を行うものとする。

不正資金の流入防止

第13条 当社は、以下に規定する者からの受託にあたっては不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行、農業、漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係る者。
- (2) 国、地方公共団体、その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者。
- (3) 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱い者。
- 2 当該顧客の純預り額（益金支払分及び益金振替分を除く）が3000万円を超えたとき、当該顧客の超えた資金について調査を開始する。
 - (1) 調査にあたっては、当該顧客へ訪問面談して聴取することとする。自己資金であるとの説明があっても、その裏付けとなる証拠書類又は物件等の提出又は提示を求めることとし、超過した資金の解明を図ることとする。
 - (2) 当該顧客の資金調査は管理調査部が当該顧客へ訪問面談、その他の方法にて速やかにおこなうものとし、営業部はこれに協力するものとする。
- 3 前項の調査に関しては、その記録を作成し、これを5年間保存するものとする。
- 4 当社は、当該顧客からの不正資金による取引資金の預託があることが判明したときは、営業担

2. 営業の状況

当者に追加の預託及び受託は受けないよう指示、指導を徹底する。当該顧客に対しては、速やかに決済するよう要請するとともに、取引が決済されたときは、速やかに精算するものとする。

損失補てんの禁止

第14条 当社は、商品取引所法第214条の2に基づき、損失補てんをしない。

広告等に係る管理措置

第15条 当社は、広告等に係る表示の方法、及び遵守すべき事項などを広告管理責任者の下に定め、広告の適正を図るものとする。

2 広告管理責任者は、取締役とする。

3 広告管理責任者は副広告管理責任者を定めることができるものとし、副広告管理責任者は本店長及び部長職以上の者とする。

記録の整備

第16条 当社は、顧客の保護育成及び受託業務の適正な運営を確保するため、顧客の取引状況並びに役職員の営業活動状況について常時的確な把握に努めるものとする。

2 顧客の意志に基づき取引を誠実にかつ公正に執行していることについて記録の整備に努め又これを保持すること。

取引本証拠金

第17条 取引本証拠金の額等は、当社が受託するすべての上場商品について、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は総括責任者とする。総括責任者はその内容について社内に徹底するとともに、顧客に周知し、その記録を3年間保存する。

受託業務における禁止行為

第18条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあつては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、取引所指示事項及び日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。 (別紙)

違反者に対する懲戒

第19条 第18条に掲げる受託業務における禁止行為を行なった者に対しては、次の各号によりこれを懲戒する。尚、処分内容に関しては取締役会で決議する。

- (1) 口頭注意。
- (2) 文書注意。
- (3) 始末書の提出。
- (4) 戒告。
- (5) 減給。
- (6) 出勤停止。
- (7) 解雇。

2. 営業の状況

(8) 懲戒解雇。

変更と廃止

第20条 この規則の変更若しくは廃止は取締役会の決議を経て行う。

日本商品先物取引協会への提出

第21条 本規則は日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更及び廃止したときも同様とする。

付則

1. 本規則は、平成元年11月27日より実施する。
2. この改正規則は、平成3年11月1日より実施する。
3. 平成4年4月1日より大協商品株式会社は株式会社アルフィックスへと社名を変更
4. この改正規則は、平成10年9月1日より実施する。
5. この改正規則は、平成11年4月1日より実施する。
6. この改正規則は、平成12年4月1日より実施する。
7. この改正規則は、平成14年2月1日より実施する。
8. この改正規則は、平成15年4月1日より実施する。
9. この改正規則は、平成15年6月6日より実施する。
10. この改正規則は、平成17年5月1日より実施する。
11. この改正規則は、平成17年9月20日より実施する。
12. この改正規則は、平成19年9月30日より実施する。
13. この改正規則は、平成20年3月1日より実施する。

2. 営業の状況

受託業務管理規則新旧対照表

株式会社アルフィックス

新管理規則(2008/03/01)	備考及び旧管理規則(2007/09/30)
入出金の取扱い 第12条 当社は顧客との間の入出金は原則として振り込みで行う。 2 取引本証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行う。 3 現金の授受に当たっては、複数の役職員で対応することとする。 4 一人の外務員で対応した場合には他の役職員が入出金の額、日時、外務員の氏名等について顧客に電話等により確認を行うものとする。	新 設
第12条の新設に伴い、旧12条以降を繰り下げる。 第13条 不正資金の流入防止 (改正なし) 第14条 損失補てんの禁止 (改正なし) 第15条 広告等に係る管理措置 (改正なし) 第16条 記録の整備 (改正なし) 第17条 取引本証拠金 (改正なし) 第18条 受託業務における禁止行為 (改正なし) 第19条 違反者に対する懲戒 (改正なし) 第20条 変更と廃止 (改正なし) 第21条 日本商品先物取引協会への提出 (改正なし)	旧管理規則 第12条 不正資金の流入防止 (省略) 第13条 損失補てんの禁止 (省略) 第14条 広告等に係る管理措置 (省略) 第15条 記録の整備 (省略) 第16条 取引本証拠金 (省略) 第17条 受託業務における禁止行為 (省略) 第18条 違反者に対する懲戒 (省略) 第19条 変更と廃止 (省略) 第20条 日本商品先物取引協会への提出 (省略)
付則 1.～12.省略 13.この改正規則は平成20年3月1日より実施する。	付則 1.～12.省略 追加 13.

2. 営業の状況

(2) 商品取引員の禁止行為に係る明文規定一覧

[別紙]

商品取引員の禁止行為に係る明文規定一覧

【商品取引所法】

(仮装取引、なれ合い取引等の禁止)

第 116 条 何人も、商品市場における取引に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 上場商品の所有権の移転を目的としない売買取引をすること。
- 2 仮装の取引をし、又は偽って自己の名を用いないで取引をすること。
- 3 自己のする取引の申込みと同時期に、それと同一の対価の額又は約定価格等において、他人が当該取引を成立させることができる申込みをすることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。
- 4 単独で又は他人と共同して、当該商品市場における取引が繁盛であると誤解させるべき一連の取引又は当該商品市場における相場を変動させるべき一連の取引をすること。
- 5 前各号のいずれかに掲げる行為の委託をし、又はその受託をし、若しくはその委託の取次ぎを受託すること。
- 6 商品市場における相場が自己又は他人の市場操作によって変動すべき旨を流布すること。
- 7 商品市場における取引をする場合に、重要な事項について虚偽の表示又は誤解を生ぜしむべき表示を故意にすること。

(のみ行為の禁止)

第 212 条 商品取引員は、商品市場における取引等の委託を受けたときは、その委託に係る商品市場における取引等をしないで、自己がその相手方となって取引を成立させてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第 214 条 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 商品市場における取引等につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘すること。
- 2 商品市場における取引等につき、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、その委託を勧誘すること。
- 3 商品市場における取引等につき、数量、対価の額又は約定価格等その他の主務省令で定める事項についての顧客の指示を受けないでその委託を受けること(委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令定めるものを除く。)
- 4 商品市場における取引につき、顧客から第 2 条第 8 項第 1 号に掲げる取引の委託を受

2. 営業の状況

け、その委託に係る取引の申込みの前に自己の計算においてその委託に係る商品市場における当該取引に係る取引と同一の取引を成立させることを目的として、当該委託に係る取引における対面の額より有利な対価の額（買付けについては当該委託に係る対価の額より低い対価の額を、売付けについては当該委託に係る対価の額より高い対価の額をいう。）で同号に掲げる取引をすること。

- 5 商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思（その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、その委託を勧誘すること。
- 6 商品市場における取引等につき、顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方での委託を勧誘すること。
- 7 商品市場における取引等につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号及び商品市場における取引等の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意志の有無を確認することをしないで勧誘すること。
- 8 商品市場における取引等につき、顧客に対し、特定の上場商品構成物品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引とこれら取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の数量及び期限を同一にすることを勧めること
- 9 前各号に掲げるもののほか、商品市場における取引等又はその受託に関する行為であって、委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定めるものの

（適合性の原則）

第 215 条 商品取引員は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

2. 営業の状況

【商品取引所法施行規則】

(禁止行為)

第 103 条 法第 214 条第 9 号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 委託者資産の返還、委託者の指示の遵守その他の委託者に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 2 故意に、商品取引受託業務に係る取引と自己の取引を対当させて、委託者の利益を害することとなる取引をすること。
- 3 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること（受託契約準則に定める場合を除く。）。
- 4 商品市場における取引につき、新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項を偽って、商品取引所に報告すること。
- 5 商品市場における取引等の委託につき、顧客に対し、特別の利益を提供することを約して勧誘すること。
- 6 商品市場における取引等の委託につき、顧客に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。
- 7 商品市場における取引等の委託につき、転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。
- 8 商品市場における取引等の委託につき、虚偽の表示をし又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。
- 9 商品市場における取引等につき、特定の上場商品構成物品等の売付け及び買付けその他これに準ずる取引等と対当する取引等（これらの取引等から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）であってこれらの取引と数量又は期限を同一にしないものの委託を、その取引等を理解していない顧客から受けること。

【受託契約準則】

(一任売買等の禁止)

第 25 条 受託会員は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 第 6 条各号に掲げる事項の全部又は一部についての顧客の指示を受けないでその委託を受ける行為（省令第 102 条第 1 項各号に掲げる行為を除く。）。
 - 2 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為（第 14 条第 1 項、第 15 条第 3 項、第 16 条第 2 項、第 24 条又は次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定によりする場合を除く。）。
 - 3 第 6 条各号に掲げる事項の全部又は一部について包括的に委任を受けた代理人（第 5 条第 1 項第 4 号及び第 6 号による代理人を除く。）から委託を受ける行為。
- 2 前項第 1 号かつこ書きの行為については、省令第 102 条第 2 項の規定を適用するものとする。

2. 営業の状況

【受託等業務に関する規則】

日本商品先物取引協会

(禁止行為)

第 5 条 会員は、法その他関係法令及び受託契約準則その他関係諸規則に規定するもののほか、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 1 知識、経験及び財産の状況に照らして商品市場における取引の参加に適さないと判断される者を勧誘し、受託すること。
- 2 商品市場における取引の委託につき、顧客に対し、当該取引に係るもの以外のものであると顧客に誤認されるような仕方での勧誘を行うこと。
- 3 商品市場における取引の委託につき、顧客に対し、事実と反する事項を告げ又は威迫する言動を交えて勧誘すること。
- 4 顧客に対し、取引の仕組み、その投機的本質及び損失が発生する可能性等法第 217 条第 1 項に規定する事前交付書面に基づいて法第 218 条第 1 項に定める説明をしないで勧誘し、受託すること。
- 5 顧客に対し、商品市場における取引の受託等契約以外の契約を解除することを勧めること。
- 6 商品市場における取引の委託につき転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧め又は新規に当該取引を勧めること。
- 7 各商品取引所において受託契約準則に定める委託の際の指示の全部又は一部について包括的に委任を受けた代理人（同準則で定める代理人を除く。）から受託すること。
- 8 自己の使用しない者が行う勧誘により受託すること。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - イ) 法第 190 条第 1 項の規定による許可を受けている者のうち商品市場における取引の委託の取次ぎを受ける業務を営む者が行う勧誘による委託を受ける場合
 - ロ) 外国商品市場において商品取引受託業務を営むことについて当該外国において法第 190 条第 1 項の規定による許可に相当する当該外国の法令の規定による同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者又はこれに準ずる外国の者であって各商品取引所が適当と認めた者が外国において行う勧誘による委託を受ける場合
- 9 次に掲げる者が商品投資顧問業者等である場合において、当該商品投資顧問業者等から、当該商品投資顧問業者等が顧客から一任されて行う取引を受託すること。
 - イ) その役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数が当該商品取引員の業務に従事し、又は従事していた者により占められている者
 - ロ) その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の 10 分の 5 以上の株式又は出資を当該商品取引員より所有されている者
 - ハ) その役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数が当該商品取引員及びイ又はロに該当する者の業務に従事し、又は従事していた者により占められてい

2. 営業の状況

る者

二) その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の 10 分の 5 以上の株式又は出資を当該商品取引員及びイ又はロに該当する者により所有されている者

- 10 受託等業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理し、又は金銭若しくは有価証券の借受を勧めること。
 - 11 顧客に対し、金銭等の融資を求め又は融資を受けること。
 - 12 顧客に対し、本人以外の名義を使用させること。
 - 13 外務員として登録を受けていない者に登録外務員の類似行為をさせること。
 - 14 頻繁に担当登録外務員を交代させること。
 - 15 顧客に対し、取引等の損益を共にすることを約束し、又はこれを実行すること。
 - 16 その他第 2 条及び第 3 条の規定の趣旨及び委託者保護に反すると認められる行為をなすこと。
- 2 会員は登録外務員が法その他関係法令及び受託契約準則に違反する行為のほか、次に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。
- 1 前項各号に掲げる行為（第 8 号及び第 13 号を除く。）
 - 2 自己の所属する以外の商品取引員に取引の委託又は委託の取次ぎの引受けを斡旋すること。
 - 3 委託者から受けた取引の注文を、その指定された条件と異なった条件で所属商品取引員（会員に限る。）に通すこと。
 - 4 委託者とみだりに金銭等の貸借関係を結ぶこと。
 - 5 その他登録外務員の職務を怠る等委託者保護に欠ける行為を行うこと。

この禁止事項は平成 19 年 9 月 30 日から実施する。

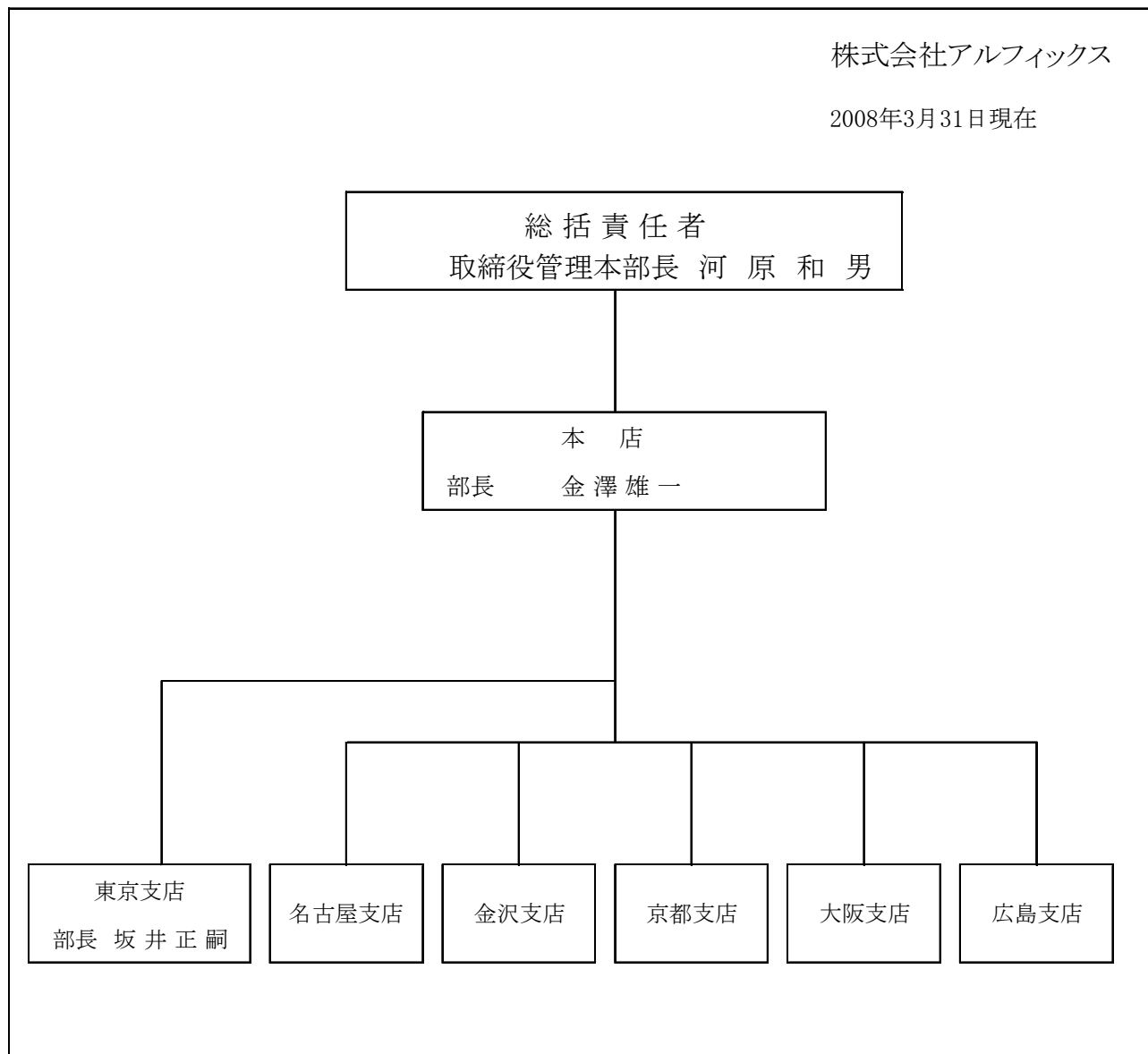
2. 営業の状況

(3)管理担当班組織図

管理担当班組織図

株式会社アルフィックス

2008年3月31日現在



2. 営業の状況

⑥外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
136 名	28 名	25 名	139 名

⑦委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
577 名	278 名	544 名

2. 営業の状況

⑧苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情	紛争	訴訟	苦情	紛争	訴訟
	相互の 話し合いによる 解決	紛争処理 機関での 解決		相互に 話し合い中	紛争処理 機関で 処理中	
当該年度に 新規に発生 した案件の 件数 2件	1件					1件
前年度から 継続してい る案件の 件数 3件			1件			2件
合計 5件	1件		1件			3件

- (注)
1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
 2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
 3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
 4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
 5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴訟		訴訟	
当該年度に新 規に発生した 案件の件数 0件				
前年度から継 続している案 件の件数 0件				
合計 0件				

2. 営業の状況

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴訟	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 1 件		1 件
前年度から継続している案件の件数 0 件		
合計 1 件		1 件

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 4 件	4 件			
前年度から継続している案件の件数 0 件				
合計 4 件	4 件			

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

①貸借対照表

貸 借 対 照 表

(2008年3月31日現在)

単位：円

【資産の部】				【負債の部】			
科目		内訳金額	合計金額	科目		内訳金額	合計金額
流動資産	現金・預金		2,010,113,943	流動負債	短期借入金		1,386,684,324
	現金	5,833,003			未払法人税等		45,355,600
	預金	2,004,280,940			賞与引当金		40,000,000
	委託者未収金		308,892,586		預り委託証拠金		8,160,837,101
	商品先物	308,892,586			現金	7,341,782,101	
	委託者先物取引差金		3,067,413,700		代用有価証券	819,055,000	
	保管有価証券		819,055,000		未払金		161,650,759
	手許保管	22,908,000			取引所未払差金		213,185,300
	清算機構差入	796,147,000			その他の流動負債		24,692,705
	差入保証金		4,509,991,360		流動負債合計		
	清算機構差入	4,509,991,360		固定負債	長期借入金		150,000,000
	商品取引責任準備預金		144,505,928		退職給付引当金		188,393,700
	委託者保護基金預託金		155,750,000		その他の固定負債		1,641,000
	繰延税金資産		46,098,133		固定負債合計		
その他の流動資産		23,132,795	引当金	商品取引責任準備金		105,829,502	
貸倒引当金		△ 2,920,060		(商取法第221条)			
流動資産合計			11,082,033,385	負債合計			10,478,269,991
固定資産	有形固定資産		547,953,474	【純資産の部】			
	建物	234,247,871		株主資本	資本金		760,725,000
	器具備品	21,832,099			資本剰余金		17,857,707
	土地	291,873,504			資本準備金	17,857,707	
	無形固定資産		21,195,610		利益剰余金		2,400,923,796
	ソフトウェア	7,944,662			利益準備金	166,986,043	
	電話加入権	13,250,948			その他利益剰余金		
	投資その他の資産		2,011,899,331		圧縮記帳積立金	79,440,619	
	投資有価証券		198,296,000		別途積立金	2,050,000,000	
	手許保管	5,250,000			繰越利益剰余金	104,497,134	
	清算機構差入	43,046,000			その他利益剰余金計	2,233,937,753	
	子会社株式	150,000,000		株主資本合計			3,179,506,503
	出資金		52,750,000	評価・換算差額等	その他の有価証券 評価差額金		5,305,306
	取引所出資金	30,500,000					
	取引所加入金	22,250,000					
	長期差入保証金		761,558,537				
	取引所差入	15,800,000					
	清算機構差入	316,055,537					
	その他差入	429,703,000					
	繰延税金資産		66,427,944				
	長期未収債権		83,226,160				
	長期預け金		350,000,000				
	投資用土地		549,035,067				
	貸倒引当金		△ 49,394,377	評価・換算差額等			5,305,306
固定資産合計			2,581,048,415	純資産合計			3,184,811,809
資産合計			13,663,081,800	負債及び純資産合計			13,663,081,800

3. 経理の状況

②損益計算書

損 益 計 算 書

(自 2007 年 4 月 1 日～至 2008 年 3 月 31 日)

単位：円

科 目			内訳金額	合計金額
経 常 損 益	営 業 損 益	営業収益		2,165,462,650
		受取手数料	2,165,462,650	
		売買損益		58,569,200
		商品先物取引決済益	128,984,200	
		商品先物取引評価損	70,415,000	
	営業費用		2,123,059,190	
	営 業 利 益		100,972,660	
	営 業 外 損 益	営業外収益		82,734,769
		受取利息	1,360,088	
		受取配当金	45,210,000	
受取家賃		6,822,000		
雑収入		29,342,681		
営業外費用			35,133,051	
支払利息	35,133,051			
経 常 利 益			148,574,378	
特 別 損 益	特別損失			4,727,856
	商品取引責任準備金繰入		4,727,856	
税 引 前 当 期 利 益				143,846,522
法人税 及び 住民税 及び事業税				51,986,755
法 人 税 等 調 整 額				△4,502,212
当 期 利 益				96,361,979

3. 経理の状況

③株主資本等変動計算書

(単位:千円)

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
前期末残高	760,725	17,857	143,986	80,490	2,060,000	248,302	3,311,362	10,673	3,322,035
当期変動額									
剰余金の配当						△ 228,217	△ 228,217		△ 228,217
利益準備金の積立			23,000			△ 23,000	-		-
当期純利益						96,361	96,361		96,361
圧縮記帳積立金の取崩				△ 1,050		1,050	-		-
別途積立金の取崩					△ 10,000	10,000	-		-
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)								△ 5,368	△ 5,368
当期変動額合計	-	-	23,000	△ 1,050	△ 10,000	△ 143,806	△ 131,856	△ 5,368	△ 137,224
当期末残高	760,725	17,857	166,986	79,440	2,050,000	104,497	3,179,506	5,305	3,184,811

3. 経理の状況

④個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

- | | | | |
|-----|-----------------------|---|--|
| (1) | たな卸資産の評価基準及び評価方法 | － | 個別原価法 |
| (2) | 有価証券の評価基準及び評価方法 | － | その他有価証券
時価のあるもの－時価法
時価のないもの－移動平均法による原
価法
なお、その他有価証券の評価差額につい
ては、全部純資産直入法により処理して
いる。 |
| (3) | デリバティブの評価基準及び評価方
法 | － | 時価法 |

1-2. 固定資産の減価償却の方法

- | | | | |
|-----|----------------|---|--|
| (1) | 有形固定資産の減価償却の方法 | － | 定率法。但し、1998年4月以降に取得
した建物（附属設備を除く）については
定額法を採用している。 |
| (2) | 無形固定資産 | － | 定額法。但し、ソフトウェア（自社利用
分）については、社内における利用可能
期間（5年）に基づく定額法。 |

1-3. 引当金の計算基準

- | | | | |
|-----|--------------|---|---|
| (1) | 貸倒引当金の計上方法 | － | 債権の貸倒による損失に備えるため、一
般債権については貸倒実績率により、貸
倒れ懸念債権等特定の債権については
個別に回収可能性を検討し、回収不能見
込額を計上している。 |
| (2) | 賞与引当金の計上方法 | － | 従業員に対して支給する賞与の支出に
充てるため、将来の支給見込額を計上し
ている。 |
| (3) | 退職給付引当金の計上方法 | － | 従業員の退職給付に備えるため、当期末
における退職給付債務の見込額を計上
している。 |

1-4. その他計算書類作成のための基準となる重要な事項

- | | | | |
|-----|-------------|---|------|
| (1) | 消費税等の会計処理方法 | － | 税抜方式 |
|-----|-------------|---|------|

1-5. 重要な会計方針の変更

- | | | | |
|-----|----------------|--|--|
| (1) | 有形固定資産の減価償却の方法 | | 法人税法の改正に伴い、当事業年度より
平成19年4月1日以降に取得した有形
固定資産について、改正後の法人税法に
基づく減価償却の方法に変更している。 |
|-----|----------------|--|--|

3. 経理の状況

この変更に伴う損益に与える影響は軽微である。

1-6. 追加情報

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっている。
この変更に伴う損益に与える影響は軽微である。

2. 貸借対照表等に関する注記

2-1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

預金（定期預金）	420,000,000	円
土地	291,873,504	円
建物	206,217,876	円
計	918,091,380	円

(2)担保に係る債務

短期借入金	500,000,000	円
長期借入金	193,184,324	円
計	693,184,324	円

2-2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	237,175,558	円
----------------	-------------	---

3. 損益計算書に関する注記

3-1. 関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高	11,760,000	円
仕入高	142,100,000	円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

4-1. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

4-2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

2007年6月23日開催の第73回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	228,217,500	円
1株当たり配当金額	15	円
基準日	2007年3月31日	
効力発生日	2007年6月24日	

3. 経理の状況

(2)基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌会計年度になるもの

2008年6月21日開催の第74回定時株主総会において次のとおり決議しました。

配当金の総額	228,217,500	円
1株当たりの配当金額	15	円
基準日	2008年3月31日	
効力発生日	2008年6月23日	

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主たる内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	16,240,000	円
退職給付引当金	76,487,842	円
貸倒引当金	4,889,492	円
未払事業税	5,498,133	円
商品取引責任準備金	42,966,777	円
役員退職金	24,360,000	円
その他	7,815	円
繰延税金資産合計	170,450,059	円

(繰延税金負債)

圧縮記帳積立金	54,297,798	円
その他有価証券評価差額金	3,626,184	円
繰延税金負債合計	57,923,982	円
繰延税金資産の純額	112,526,077	円

3. 経理の状況

6. 関係当事者との取引に関する注記

子会社及び関係会社等

(単位：万円)

属性	会社の名前	議決権の所有 (被所有)割合	関係当事者 との関係	取引の内容	取引額	科目	期末 残高
子会社	(株)外為アル フィックス	直接 100%	業務支援	業務支援料	960	未払金	0
関係会社	(株)B・I・C	被所有 40.9%	なし	技能・経営 支援	6,000	未払金	0
関係会社	協和不動産 (株)	被所有 16%	なし	社員寮の 賃借	1,296	未払金	0
関係会社	(株)大津や	被所有 4.5%	なし	受託手数料	216	未収入金	0
関係会社	大都開発(株)	なし	なし	本店賃借	6,914	未払金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 注1) 価格その他の取引条件は市場実勢を勘案して、当社が希望価格を提示し、交渉の上、決定しております。
- 注2) 業務支援料は、子会社から提示された、支援妥当なる金額を交渉の上、決定しております。
- 注3) 技能・支援料については、提示された価格を基準として、交渉の上、決定しております。
- 注4) 受託手数料は市場動向等を勘案して、当社が単価を提示して、交渉の上、決定しております。

7. その他の注記

特になし

3. 経理の状況

⑤監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、会計監査人の監査を受けております。

3. 経理の状況

⑥財務比率

主要な財務比率
(2008年3月31日現在)

諸 項 目		比 率
A. 純資産額規制比率	(純資産額/リスク額×100)	538%
B. 純資産額資本金比率	(純資産額/資本金額×100)	433%
C. 自己資本資本金比率	(自己資本/資本金額×100)	419%
D. 自己資本比率	(自己資本/総資産額×100)	23%
E. 修正自己資本比率	(自己資本/総資産額×100)	39%
F. 負債比率	(負債合計額/純資産額×100)	315%
G. 流動比率	(流動資産額/流動負債額×100)	110%

⑦財務比率について

A. 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}(*)}{\text{リスク額}(*)} \times 100$$

(*純資産額とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という。)とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高い程リスクに対する余裕があると言えます。

B. 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額}(*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む純資産額の割合をみるもので、比率が高いほど経営

3. 経理の状況

が安定していると言えます。(*純資産額とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第 38 条の規定により算出したもので、上記(A)の純資産額とは計算が異なります。

C. 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

D. 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

E. 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額(*)}} \times 100$$

(*「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

F. 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額(*)}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記(A)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低い程長期的支払能力の安定性が高いといえます。

3. 経理の状況

G. 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。

平成 20 年 10 月 10 日
株式会社アルフィックス

2008 年度版ディスクロージャーの一部訂正について

2008 年度版ディスクロージャーについて、下記の項目について以下の通り訂正いたします。

【訂正箇所】

1.会社の概況(1-6 ページ)

⑥財務の概要(2008 年 3 月決算)

(b)	純 資 産 額	*1	3,210,248 千円
-----	---------	----	--------------

*1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。